

管理運営施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日

(一部改訂) 令和2年6月17日

(一部改訂) 令和2年8月17日

(一部改訂) 令和2年9月19日

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

1. はじめに

このガイドラインは、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団が指定管理者として管理運営する13施設の施設貸出・事業再開にあたって作成したものです。内容については、国、東京都及び江東区の方針に基づき、東京都が定める「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のステップ3段階における感染拡大予防のための基本的事項や留意点をまとめたものです。

各施設においては、このガイドラインを踏まえて、感染拡大防止に最大限努めることとします。

なお、このガイドラインの内容は、令和2年9月19日から適用することとし、今後の感染拡大の動向や国、東京都及び江東区の方針変更等に伴って適宜改訂することとします。

2. 感染拡大防止のための基本的な考え方

施設貸出にあたっては、安全・安心してご利用いただけるよう、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団職員（以下、「施設管理者」という。）、清掃及び管理業務等契約の相手方従事者（以下、「業務従事者」という。）、施設利用者・施設来場者がお互いに理解・協力しながら、感染拡大防止に努める必要があります。

施設管理者としては、十分な対策が講じられていると考えられる場合には段階的に貸し出し、十分でない場合には利用内容の見直しを求め、それでも不十分な場合には利用をお断りします。

施設管理者としては、感染拡大を防止する、クラスターを発生させないということを念頭に、「三つの密」を避け、感染を拡大させるリスクを回避し、施設貸出・事業の実施を進めます。

(1) 「三つの密」を徹底的に避ける対策を講じる

特に、感染を拡大させるリスクが高い、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という「三つの密」を徹底的に避ける必要があります。これらを避けることにより、自己への感染を回避するとともに、他者への感染を防止します。

(2) 接触感染のリスクの抑制

施設の貸出を行うこと、事業を実施することで、接触感染のリスクが高くなることを踏まえ、長机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電灯のスイッチ、電話機、トイレの蛇口、エレベーターのボタン、階段の手すり等、施設利用者・事業参加者が触れる頻度が高い箇所を施設ごと・部屋ごとに洗い出し、対策を講じます。

(3) 飛沫感染のリスクの抑制

館内における換気の状態を考慮しつつ、利用する施設、利用内容等を踏まえ、人と人の距離をできるだけ2 m、最低でも1 m空けることとします。また、人と人が接触すると考えられる場面ではどのような対応ができるのか、大声で対話をする場面があるのかなどを想定し、対策を講じます。

※ 客席が固定されているホールにおける感染防止策としては、来場者が一方向を向き、対面による会話等が原則想定されないことなども踏まえて、座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ります。

(4) 集客施設のリスク評価

大規模な来館が見込まれるかどうか、都県境をまたいだ来館が見込まれるかどうかなどを想定し、対策を講じます。

3. 施設貸出・事業再開時期について

江東区が、国の緊急事態宣言解除及び東京都による「感染症を乗り越えるためのロードマップ」を踏まえ、施設等の再開に向けた方針をまとめた『緩和措置ステップに応じた会議、イベント、施設の運営の基準について』に基づき、段階的に再開します。なお、感染拡大防止のために施設ごとに利用人数の上限を設定しています。上限を超える人数での利用はできません。ただし、当面11月末までのイベントや各種講演会、各種教室等（以下、「イベント等」という。）開催にあたっては、感染リスクが少ない場合（※）に限り、「7. 各施設における利用人数制限の緩和について」に記載のとおり利用人数を施設定員以下とします。

※ 「感染リスクが少ない場合」とは、大声を出さず、歌唱等を行わず、食事等をせず、マスク着用100%での利用の場合を指します。

<参照資料> ・利用人数（上限）一覧表（令和2年9月19日改訂）

4. 施設貸出にあたって特に留意すべき事項

施設管理者として、リスク評価を踏まえて、次のとおり必要な対策を講じます。

（1）施設予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大防止のために利用者に守っていただく事項を明確にしたうえで、これに同意・協力していただくことが必要です。これを守っていただけない場合には、他の利用者の安全を確保するなどの観点から、施設予約の受付をお断りします。また、施設利用承認後であっても利用の取り消しをする措置を講じます。さらに、施設を利用したイベント等の開催が見込まれる場合には、主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合には、利用承認をしないとといった措置を講じます。

（2）施設利用者・施設来場者に守っていただく事項の周知

施設利用者に守っていただく事項は次のとおりです。また、ホームページでも周知します。

- ① 次にあげる事項に該当する場合には、自主的に施設利用・来場を見合わせていただきます。
- ア. 37. 5度以上の発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合
 - イ. 感染が疑われるような同居家族や身近な知人がいる場合
 - ウ. 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 施設利用・来場にあたっては、原則として、マスクを着用していただきます。ただし、感染リスクが高いものを除き、適切な感染予防措置を講じていただいた場合で、かつ、次のいずれかに該当する場合にはマスクを着用せずにご利用いただくことができます。
- ア. 舞台表現上困難な場合
- ※ 詳細は、別紙「ホール等における舞台上の感染防止対策について」を参照。
- イ. 活動内容が著しく妨げられる場合
 - ウ. 健康を害するおそれがある場合
 - エ. 音楽スタジオ等において、個人で楽器演奏をする場合
- ③ 入館時に手指の消毒をしていただきます。
- ④ 施設利用にあたっては、常時、窓又は扉を開けて換気を行っていただきます。音漏れ等で、常時、開けられない施設の場合は、こまめな休憩をとって、そのときに行っていただきます。
- ⑤ 他者との身体的距離をあらかじめ2 m、最低でも1 m空けた状態で利用していただきます。ただし、感染リスクが少ない場合に限り、「7. 各施設における利用人数制限の緩和について」に記載のとおり利用人数を施設定員以下とします。また、呼気が激しくなるような運動をする場合には2 m以上の距離を空けていただきます。また、接触するような活動はできません。
- ⑥ 室内での近距離の会話、多数の者が集まり大きな声を出すような利用は避けてください。
- ⑦ 代表者又は会場責任者は、利用者全員の氏名と緊急連絡先を明記した名簿を作成し、利用日後3週間は適切に保管してください。また、利用された方の中で新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、それらの情報を保健所等の公的機関に提供していただくことがありますので、事前に周知してください。
- ⑧ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、速やかに施設管理者に報告していただきます。
- ⑨ 感染拡大防止のために施設管理者が定めた定員及びこのガイドラインを守って利用していただきます。

(3) 当日の利用受付時の対応

施設管理者として、感染拡大防止のために施設利用者にとっていただく対策をまとめた「施設利用にあたってのチェックリスト」で確認をさせていただきます。施設利用料金をお支払いいただいている状態であっても、書類を提出していただいた後に施設の鍵を開錠します。

<参照資料> ・施設利用にあたってのチェックリスト（令和2年9月19日改訂）

(4) 施設の形態、利用目的等に応じた対策

財団が管理運営する施設は、その形態を見ても、ホール、レクホール等大規模集会施設、中・小規模集会施設、和室、音楽スタジオ等練習室、美術室等特定目的施設、展示室、共用スペース等様々あり、もともとの定員も異なります。また、利用目的を見ても、公演、発表・展示会、舞踏、会議・研修、音楽練習等様々あります。したがって、その施設のもつ特性に応じた対策を講じます。

(5) 施設利用当日に施設管理者・業務従事者が行う事項

- ① 出勤前、自宅での検温を行います。37.5度以上の発熱のほか、咳、咽頭痛などの症状がある場合は、自宅待機とします。
- ② 来館前の清掃又は消毒をします。
- ③ 利用前は、日々の開館時間前までに、施設内外における不特定多数が触れる箇所の消毒を行うとともに、十分な換気を行うようにします。
- ④ 利用後の清掃・換気をします。
- ⑤ 貸出物品等は、定期的に消毒をします。
- ⑥ 早貸・延長は、清掃時間の確保が必要なことから当面の間、実施しません。
- ⑦ 窓口において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより来館者との間を遮蔽します。
- ⑧ 窓口に行列ができることを想定して、できるだけ2m、最低でも1mの間隔を空けて整列していただくようにします。そのための目印を床に貼付します。
- ⑨ マスクを着用して対応します。
- ⑩ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限等を行います。
- ⑪ 利用者に守っていただく事項については、施設内の適切な場所に掲示するとともに、それらが守られているかどうかを定期的に確認します。

5. 施設の種別ごとに講じるべき具体的な対策（館内全般）

（1）館内全般

- ① 清掃又は消毒、換気を徹底的に実施します。
- ② 入口、入場口等に行列が生じる可能性がある場合、できるだけ2 m、最低でも1 mの間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないようにします。
- ③ 他者と共有する物品やドアノブ等、手が触れる箇所を最低限にするよう工夫します。館内各所を点検し、必要のない物品は撤去します。
- ④ 高頻度接触部位である、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛け、ドアノブ、電気スイッチ、内線電話、蛇口、手摺り、エレベーターのボタン等は、定期的に消毒します。

（2）入口・玄関

- ① 手指消毒液を設置します。
- ② 咳エチケットや「三つの密」の防止等の表示を掲出します。
- ③ 天候等の条件を勘案しながら、常時開放状態にします。

（3）トイレ・手洗い場所・洗面所（ホール部分を含む）

- ① 不特定多数が接触する便座、床、ドアノブ等は、定期的に清掃又は消毒を行います。
- ② 便座の蓋がある場合には、閉めてから汚物を流すよう表示します。
- ③ 混雑が予想されるトイレについては、できるだけ2 m、最低でも1 mの間隔を空けて整列するよう表示します。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をします。

（4）階段、エレベーター、エスカレーター、昇降機

- ① 手摺り、ボタンは高頻度接触部位なので定期的に清掃又は消毒します。
- ② 混雑が予想されるエレベーターについては、できるだけ少ない人数で利用していただくよう表示します。

- ③ 混雑が予想されるエスカレーターについては、できるだけ2 m、最低でも1 mの間隔を空けて整列するよう表示します。

(5) ロビー、休憩スペース、談話スペース等の共用スペース（ホール部分を除く）

- ① マスクの着用を徹底します。
- ② 対面しての会話や飲食を回避するよう促します。食事場所としての利用を制限します。
- ③ 咳エチケットや「三つの密」防止等の表示を掲出します。
- ④ テーブルや椅子の量を減らす、椅子に座れないようにするなどして、利用者同士の間隔ができるだけ2 m、最低でも1 m空くようなスペースづくりを行います。
- ⑤ 長居することなく、1回の利用時間を短くしていただくよう表示をします。
- ⑥ 常時、換気を行います。
- ⑦ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。
- ⑧ 当面の間、「三つの密」を回避することができない活動・集いはできません。

(6) 喫煙室・喫煙スペース

不特定多数が集まるスペースであること、「三つの密」を制限することができないことから、現段階では提供しません。今後、提供する際には、次の点に留意します。

- ① 一度に喫煙できる人数を制限し、そのための表示をします。
- ② 常時、換気を行います。

6. 施設の種別ごとに講じるべき具体的な対策(貸出施設等)

次に掲げる施設等のうち、有料貸出施設については、開館時間前には必ず清掃します。

午前から午後、午後から夜間への入れ替え時間においても同様とします。また、その他の時間、その他の箇所においては定期的に清掃します。

ここに記載のない事項であっても必要であると判断した場合には適宜実施します。

(1) ホール、大ホール、小ホール、小劇場

感染予防の対策を講じるのは、その公演や発表会、練習等(以下、「公演等」という。)を行う施設利用の代表者(以下、「公演等主催者」という。)です。そのうえで、公演等主催者、当該公演や発表会出演者、練習等に携わるスタッフ(以下、「公演等関係者」という。)及び当該公演や練習等のために来場する施設利用者(以下、「公演等来場者」という。)、そして施設管理者は感染拡大を防止するため、次のとおり最大限の対策を講じます。

① 公演前の対策・確認事項(公演等主催者、公演等関係者)

ア. 公演を企画するにあたって、密集を回避する対策や密な状況を発生させないような工夫をしていただきます。

- ・ 開場時間や休憩時間に余裕をもたせる。
- ・ 入場時のチケット確認(もぎり)を簡略化する。
- ・ 入場待機列を整えるための人員を配置する。
- ・ 日時や座席の指定予約により人数調整を行う。
- ・ 公演等来場者が多数になることが見込まれる場合には、実施の可否及び実施する際の感染予防対策を検討する。
- ・ 高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる場合には、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重に対策を検討する。

イ. 公演等来場者に向けて事前に確認する事項(公演等主催者、公演等関係者)

- ・ 公演等来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成していただきます。また、公演等来場者の中から感染者が発生した場合には、必要に応じて保健所等への公的機関へ情報提供することを事前に周知していただきます。
- ・ 公演等来場者に対して来場前の検温を要請していただきます。来場を控えてもらう場合があることも事前に周知していただきます。

- ・ 接触確認アプリ（COCOA）を導入する場合、その旨を事前に周知していただきます。

ウ．公演等関係者への確認事項（公演等主催者）

- ・ 公演ごとに、公演等関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成していただきます。緊急時には、必要に応じて保健所等への公的機関へ提供することを事前に周知していただきます。
- ・ このガイドライン及びこのガイドラインを踏まえた現場の対応方針を、公演等関係者全員に周知徹底していただきます。

② 公演当日における対策の確認

ア．周知・広報（公演等主催者）

- ・ 感染予防のため、施設管理者と協力のうえ、来場者に対して次にあげる事項を周知していただきます。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 客席以外においては、できるだけ2 m、最低でも1 mの確保の徹底
- ・ 37.5度以上の発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状に該当する場合には、来場を控えること。

イ．公演等来場者の入場時の対応（公演等主催者、公演等関係者）

- ・ 次の項目に該当する場合には、来場者に入場しないよう要請していただきます。
 - ・ 検温の結果、37.5度以上の発熱があった場合
 - ・ 咳・咽頭痛等の症状があった場合
 - ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・ 券種やエリアごとの時間差での入場、開場時間の調整等の工夫をしていただきます。
- ・ 入り待ちは控えるように呼び掛けていただきます。
- ・ オペラグラス等の貸出品を持ち込む場合には、十分な消毒を行っていただきます。
- ・ パンフレット、チラシ、アンケート等は、極力手渡しによる配付を避けていただきます。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けていただきます。
- ・ チケット窓口で混雑が予想される場合には、できるだけ2 m、最低でも1 mの間隔を空けて整列を促すなど、公演等来場者が密集しないような工夫をしていただきます。

ウ. 会場内における感染防止策（公演等主催者）

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用や会話抑制等、複合的な予防措置に努めていただきます。
- ・ 座席は原則として指定席にするなど、適切な感染予防措置がとれる席配置となるよう努めていただきます。
- ・ 座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取っていただきます。また、前後左右を空けた席配置、前後左右を空けた席配置と同等の効果を有する措置をとるなど、感染予防に対応した座席配置に努めていただきます。
- ・ 公演中の来場者同士の接触を控えていただくよう周知していただきます。
- ・ 声援は控えるようアナウンス等をしていただきます。来場者をステージに上げる、ハイタッチをするなど、来場者と接触するような演出は行わないようにしていただきます。
- ・ 会場内における会話は控えていただきます。
- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑緩和に努めていただきます。

エ. 公演等関係者の感染防止策

- ・ 公演等関係者は、公演の運営に必要な最小限度の人数としていただきます。ただし、感染防止対策のために必要な人数は確保していただきます。
- ・ 各自で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合には自宅待機としていただきます。発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある場合にも、自宅待機を促していただきます。
- ・ 公演等主催者は、公演等関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握していただきます。
- ・ 舞台表現上困難な場合を除き、マスクを着用していただき、出演者間で十分な間隔をとっていただきます。また、公演前後の手指消毒を徹底していただきます。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用していただきます。
- ・ 器材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定多数の共有を制限していただきます。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めていただきます。
- ・ 稽古や仕込み、撤去等においても十分な感染防止措置を講じていただきます。
- ・ 公演等関係者に感染が疑われる者が発生した場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行っていただきます。

オ. 感染が疑われる方が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる方が発生した場合には、速やかに別室への隔離を行っていただきます。
- ・ 対応する公演等関係者は、マスクや手袋の着用を徹底していただきます。
- ・ 速やかに、施設管理者、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けていただきます。

カ. 物販

- ・ パンフレット等の物販を行う場合には、できるだけ2 m、最低でも1 mの間隔を空けて、整列していただきます。
- ・ 物販に関わる公演等関係者は、マスクの着用と手指の消毒を徹底していただきます。
- ・ 制服がある場合には洗濯済みのものを着用していただきます。
- ・ 対面での販売を行う場合には、アクリル板や透明ビニールカーテン等により購入者との間を遮蔽していただきます。
- ・ 多くの公演等来場者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないようにしていただきます。

キ. 公演等来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やエリアごとの時間差での退場等を工夫していただきます。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けていただきます。
- ・ 公演等来場者に対して、当日から2週間以内に感染が疑われる症状が発生した場合には、公演等主催者に連絡をいただけるようアナウンスしていただきます。

③ 公演後の対策

ア. 感染が疑われる方が発生した場合の対応

- ・ 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行っていただきます。

イ. 個人情報の保護

- ・ 個人情報保護の観点から、名簿の保管には十分な対策を講じていただきます。

④ その他の事項

ア. ロビー、休憩スペースの利用

- ・ 公演等主催者は、対面での飲食や会話を回避するよう表示により促していただきます。
- ・ 公演等主催者は、公演等の前後及び休憩中、人が滞留しないよう工夫していただきます。
- ・ 公演等主催者は、常時、換気に努めていただきます。

イ. リハーサル室、練習室、楽屋等

- ・ 常時、換気に努めていただきます。
- ・ 公演等関係者が密集しないようにしていただきます。

ウ. 公演等主催者に求めること

- ・ 公演等の前後及び公演等の休憩時間に、会場の換気を行っていただきます。公演等の最中であっても定期的に適切な換気を行っていただきます。業務従事者であるホールスタッフが十分な換気がなされていないと判断した場合には指示に従っていただきます。
- ・ 会場の入口に、手指消毒用の消毒液を設置していただきます。また、不足が生じることのないよう定期的に点検していただきます。
- ・ 会場入口で行列が予想される場合には、できるだけ2 m、最低でも1 mの間隔を空けて整列を促すなど、公演等来場者が密集しないような工夫していただきます。
- ・ 飲食物の提供は、控えていただきます。

エ. 座席の設定

- ・ 感染リスクが少ない場合 定員以下
- ・ その他の場合 定員の半分（利用可能な座席を限定します）

（２）レクホール等大規模集会施設

財団が管理運営する施設の中で利用目的が最も多岐にわたる施設であることから、利用目的・利用内容・利用人数等、多くの点において具体的な感染拡大防止対策を講じます。

① 密閉空間（換気の悪い密閉空間）を避けるための対策

常時、換気に努めていただきます。音漏れ等で、常時、開けられない施設の場合は、こまめな休憩をとってそのときに行っていただきます。

② 密集場所（多くの人々が密集している）を避けるための対策

利用目的・利用内容ごとに、できるだけ2 m、最低でも1 mの間隔を空けた場合に利用できる人数を各施設で定めています。この制限内の人数でご利用いただきます。ただし、感染リスクが少ない場合に限り、「7. 各施設における利用人数制限の緩和について」に記載のとおり利用人数を施設定員以下とします。

③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）を避けるための対策

至近距離での会話は行わない、大きな声での発声練習はしないなどの対策をしていただきます。

④ 接触感染のリスクを抑えるための対策

施設利用者同士が接触するような活動は、接触感染のリスクを高めることからやめてください。

⑤ 飛沫感染のリスクを抑えるための対策

呼吸が激しくなるような運動を伴う活動や飲食を主目的とする懇談会や交流会等は、飛沫感染のリスクを高めることから控えていただきます。飲食をする場合でも、対面を避け、会話は控えめにさせていただきます。

⑥ 集客施設のリスクを抑える

都県境をまたいで来館される施設利用者がある場合には、その地域の感染拡大の状況をみながら来館していただくべきかどうかを判断させていただくことがあります。

（3）中・小規模集会施設、和室

会場の定員を踏まえて、利用者が密集する状態にならないように利用人数の抑制をしていただきます。

窓がない場合や外部への音漏れ等で常時、窓の換気ができない場合にはこまめに休憩をとり、扉を開けて換気をしていただきます。

（4）音楽スタジオ等練習室

会場の定員を踏まえて、利用者が密集する状態にならないように利用人数の

抑制をしていただきます。

窓がない場合や外部への音漏れ等で常時、窓の換気ができない場合にはこまめに休憩をとり、扉を開けて換気をしていただきます。

(5) 調理室

- ① 換気を徹底していただきます。
- ② 調理器具、食器等の消毒を徹底していただきます。
- ③ 飛沫感染のリスクがもともと高い施設であることから施設利用者には、体調管理、マスクの着用、手指の消毒（できるだけ手袋の着用）を徹底していただきます。

(6) 展示スペース

- ① 特定の作品に来場者が集中するおそれがあるときなどは、入場制限等の対策を講じていただきます。
- ② 設営、飾り付け、撤収の際は、展示用器材等の共用による接触感染に留意していただきます。

(7) 印刷室

- ① 密閉された空間とならないよう、窓や扉を常時、開放していただきます。
- ② 印刷作業が長時間になるような場合にはこまめに休憩をしていただきます。
- ③ 作業等で利用者が密集しないようにしていただきます。

(8) 更衣室

- ① 感染リスクが比較的高いと考えられています。このことから、一度に入室する人数を制限するなど密集するような状況を避けることや会話を制限していただきます。
- ② 換気を徹底していただきます。

7. 各施設における利用人数制限の緩和について(全文追加)

(1) 基本的な考え方

イベント等の収容率要件及び人数上限について、イベント等での感染状況やシミュレーション等で得られた知見(適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の「三つの密」回避などが重要等。)を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について次のとおり見直しを行い、必要な感染防止対策が講じられた場合には緩和することとします。

対象とする施設は、ホール、大ホール、小ホール、小劇場に限らず、レクホール等大規模集会施設、中・小規模集会施設、和室、音楽スタジオ等練習室、調理室を含むものとします。

(2) 収容率要件

感染リスクが少ない場合(※)のイベント等については各施設とも定員以下に緩和します。その他のイベントについては定員の半分以内とします。なお、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくても結構です。これにより、定員の半分以上を超えることがあっても構いません。

※ 「感染リスクが少ない場合」とは、大声を出さず、歌唱等を行わず、食事等をせず、マスク着用100%での利用の場合を指します。

(3) 人数上限

緩和可能な場合の上限は、各施設の定員以下とします。緩和の要件にあてはまらない場合には引き続き、「3. 施設貸出・事業再開時期について」に記載のとおりとなります。

(4) 収容率要件・人数上限の見直し

全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、本ガイドラインや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応に伴って見直しを行います。

(5) 各種イベント等における感染リスクが少ない場合（大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの）の例、その他の場合（大声での歓声・声援等が想定されるもの）の例

- ① 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものとして収容率を定員以下に緩和できる例（座席がない場合は適切な間隔を確保）

ア. 音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

イ. 演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等

ウ. 舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等

エ. 伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等

オ. 芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等

カ. 公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等

キ. 展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

ク. その他

映画上映についても同様の考え方を適用します。

- ② 大声での歓声・声援等が想定されるものとして引き続き定員の半分以内のままご利用いただく例（座席がない場合は十分な間隔を確保）

ア. 音楽
ロックコンサート、ポップコンサート 等

イ. 公演
キャラクターショー、親子会公演 等

③ 各施設の定員以下で利用可能な具体的要件 次のいずれにも該当すること

ア. これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの。開催実績がない場合、類似のイベント等に照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの。

イ. これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。

ウ. 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

④ 留意事項

ア. 上記①、②はあくまでも例示であり、実際のイベント等がいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かなどから個別具体的に判断します。

イ. イベント等の最中に食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」には該当しません。

ウ. 複合的な性質を有するイベント等に関しては、それぞれの性質に応じた要件を適用します。

エ. 大規模イベント等（参加者1,000人超）の主催者に対しては、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスター発生があった場合、ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握していただくとともに、催物等の無観客化、中止又は延期等も含めて、速やかに必要な協力の要請に応じていただきます。

オ. 参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き開催することはできません。

(6) 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件

以下にあげる「イベント等開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置」のいずれもがイベント等主催者において講じられていると認められ、かつ、本ガイドラインを遵守されていると認められる場合には、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来どおりの目安を原則とします。

① 消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）

② マスク着用の徹底（感染リスクの拡散防止）

マスク着用状況を確認し、着用していない者がいた場合には個別に注意等を行うこと。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率を100%とすること。

③ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）

有症状者の参加・出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の参加者・出演者は参加・出演・練習を控えること、入場を断った際を想定して主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）。

④ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）

可能な限り事前予約制とし、事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触拡散アプリ（COCOA）のダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）。

⑤ 大声を出さないこと（大声の抑止）

大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること（人員を配置する等）。隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）。演者が発声・歌唱等を行う場合、ホール、大ホール、小ホール、小劇場においては舞台上から観客までの距離を最低2m確保。レクホール等大規模集会施設においては常設又は可動式舞台の前方から観客までの距離を最低4m確保。発声・歌唱する者同士の距離は最低2mを確保すること。

⑥ 密集の回避（イベント等の入退場や休憩時間における「三つの密」の抑止）

入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）、入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合せ場所等の密集回避、人と人が触れ合わない距離の確保、混雑時の身体的距離を確保した誘導を行うこと。

休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止に努めること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。

⑦ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベント等については開催を見合わせることを。

⑧ 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における「三つの密」の抑止）

公共交通機関、飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起すること。可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進すること。

⑨ その他、基本的な感染防止等を行うこと

ア．こまめな手洗い、換気の実施。

イ．主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、出入口・トイレ等での手指消毒。ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒。

ウ．飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限。休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底。特に、食事会は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるために控える。

エ．広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討。

オ．感染状況に変化があった場合の柔軟な対応。

8. 施設管理者が施設の種別ごとに講じる対策（その他）

（1）ミュージアムショップ

- ① 対面で販売を行う場合には、アクリル板や透明ビニールカーテン等により購入者との間を遮蔽します。
- ② 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いません。

（2）貸出器具等

集会室に貸し出す器具については、常に清潔な状態を保ち、定期的に消毒のうえで貸出を行います。利用頻度が高い器具は、十分注意して貸し出します。

（3）その他

利用者端末、自動販売機、貸出用のロッカー等についても感染拡大防止のために随時、定期的な清掃又は消毒を行います。

9. 歴史文化施設 3 施設の展示室開室にあたって講じる対策

（1）展示室開室にあたっての条件

歴史文化施設 3 施設では、次の条件を設けて展示室を開室します。

- ① 展示室はできるだけ 2 m、最低でも 1 m 間隔でご覧いただきます。入場する際もできるだけ 2 m、最低でも 1 m 間隔で整列してお待ちいただきます。
- ② マスクを着用していただきます。着用されていない来場者の入館はお断りします。
- ③ 入館時、手指の消毒をしていただきます。
- ④ 「入館者受付カード」を記入していただきます。

- ⑤ 来場前の検温で37.5度以上の発熱があった場合には来場を控えていただきます。咳や咽頭痛等の症状がある場合にも控えていただきます。
- ⑥ 他者との距離をあらかじめ2m、最低でも1m保っていただきます。
- ⑦ エレベーターはできるだけ少ない人数でご利用いただきます。
- ⑧ 展示物には触れられないような措置を講じます。
- ⑨ 展示ガイドは配置いたしません。

(2) 展示室開室にあたっての取り組み

- ① 来館者が展示ケースに触れる機会を減らすために、必要に応じてパーティションを設置するなど、展示ケースと入館者の間に距離を置きます。
- ② 必要な事項をホームページで周知します。

<参照資料>

- ・ 利用人数（上限）一覧表（令和2年9月19日改訂）
- ・ 施設利用にあたってのチェックリスト（令和2年9月19日改訂）

<参考資料>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年5月25日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
- ・ 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ
令和2年6月11日更新 東京都発表
- ・ 劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月25日 公益社団法人全国公立文化施設協会
- ・ 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月25日一部改訂 公益社団法人全国公民館連合会
- ・ 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月14日 公益財団法人日本博物館協会
- ・ 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月25日改訂 スポーツ庁
- ・ 11月末までの催物の開催制限等について
令和2年9月11日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室